

紀の川市と和歌山大学との包括連携に関する協定書

紀の川市（以下「甲」という。）と和歌山大学（以下「乙」という。）は、相互に連携を図り、両者のより一層の発展と活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力のもと、紀の川市の特性を活かし、豊かで活力ある地域社会の形成と発展、教育・研究の振興及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 地域の発展及び産業の振興に関すること。
- (2) 教育・研究・文化の振興に関すること。
- (3) 人材の交流・育成に関すること。
- (4) その他第1条の目的を達成するために資すること。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲と乙が知り得た情報については、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず相手方の事前の了承なく第三者に開示・漏洩しない。また、本協定の目的以外に提供された情報を利用しない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から申し出のないときは、期間を1年間として自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年2月5日

甲 紀 の 川 市 長
代理 紀の川市副市長

岸 本 健
分 城 崇 光

乙 和 歌 山 大 学 長

本 山 貢